

東京都目黒区立東山中学校同窓会会則

第一章 総 則

第一条（名 称）

本会は東京都目黒区立東山中学校同窓会と称する。

第二条（本部）

本会の本部は東京都目黒区立東山中学校内に置く。

第三条（会 員）

本会は次の会員をもって組織する。

1. 普通会員 本校の卒業生。（ただし一時在学者で入会を希望する者を含む。）
2. 特別会員 本校教職員および旧教職員。

第四条（目 的）

本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第五条（事 業）

本会は目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 総会を開催する。
2. 必要に応じて会員名簿および会報を発行する。
3. 本会の目的達成のために必要な各種事業の主催および協力。

第二章 組 織

第六条（役 員）

本会に次の役員を置く。

役員は総会で選任され任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、会計監査2名

第七条（幹 事）

本会に次の幹事を置く。

各卒業年度より選出された若干名の年度代表者。任期は各卒業年度において決定。

第八条（運営委員）

本会に次の運営委員を置く。

幹事もしくは幹事経験者の中から役員会で選出された者。任期は役員に準ずる。

第九条（顧問）

本会に顧問を置くことができる。顧問は総会で推薦する。

第十条（会 議）

本会は会の運営が円滑に進行するよう次の会議を開催する。

1. 定期総会 定期総会を2年に一回開催する。
なお必要に応じて臨時総会を開催することができる。
2. 役員会 役員および運営委員で構成する役員会を随時開催する。
3. 幹事会 幹事で構成する幹事会は会務遂行上必要ある場合のみ開催する。

第三章 会 計

第十一条（経 費）

本会の経費は入会金・臨時会費・寄付金・利息およびその他の収入をもってこれに充てる。

1. 普通会員は入会の際入会金を納入する。
2. 本会の会計は総会に報告し承認を得る。

第十二条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第四章 附 則

第一三条（議 決）

本会の各会議の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第一四条（改 正）

本会則は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

第一五条（施 行）

本会則は平成11年4月1日より施行する。